

第 6183 号		1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 4月18日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 店舗兼住宅の購入に係る消費税

Q : 3階建ての店舗兼住宅を購入して、1階部分を店舗にしようと思っています。購入に係る消費税の取扱いはどうなりますか？

A : 事業用部分については仕入税額控除の対象になります。

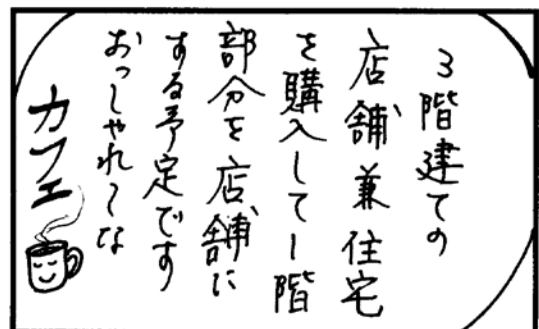
【解説】

消費税では、事業用資産の取得にかかる消費税は仕入税額控除の対象になりますが、家事用資産の取得にかかる消費税は仕入税額控除の対象にはならないとされています。

したがって、事業者が店舗兼住宅のような資産を購入した場合には、その資産を「事業用」と「家事用」とに区分しなければならないのですが、そのときの区分方法は、その資産の使用率や使用面積割合等の合理的な基準によって計算することになります。

ご質問の場合、事業用は1階部分だけということですから、建物全体の床面積のうち1階部分が事業用の面積となり、この面積割合により課税仕入に算入する金額を計算すればいいでしょう。

なお、店舗兼住宅の共用スペース（入り口や階段等）についても、上記と同様の面積割合等を用いて合理的に区分していれば、事業用部分については、課税仕入に係る消費税として計算することが認められます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】